

会長等の要職を歴任せられましたが、今後ますますわが民主政治のため、はたまた経済再建のため君の多彩なる活躍を期待しておつたのであります。しかるに、はからずも君の長逝にあいまして、まことに痛惜の至りにたえません。

ここにつつしんで哀悼の微衷を述べ、君の御冥福を祈る次第であります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十三分散会

〔朗読を省略した報告〕

一、去る八月一日金森国立国会図書館長から幣原議長宛、昭和二十四年度における国立国会図書館の経営及び財政状態の報告書を受領した。

一、去る八月一日近藤参議院事務総長から大池本院事務総長宛次の通り通知があつた。

日本本院議員和田博雄君外百十八名より別紙の通り臨時国会召集の要求書が提出されたので、これを内閣へ送付した。

右念のため通知する。
昭和二十五年八月一日
参議院事務総長 近藤 英明
衆議院事務総長大池真殿

臨時国会召集要求に関する件
右憲法第五十三條の規定により参議院議員四分の一以上の署名を以つて要求する。

昭和二十五年八月一日

和田 博雄外百十八名
内閣総理大臣吉田茂殿

吾国農業経済は今や重大な危機に達するに至り、進歩した外国農業との競争が必要となつた今日、現状のまま放置することは到底ゆるされぬ。

此の危機を打開すべき恒久的施設としての、農村振興計画の樹立とこれが法律的並に予算的措置、農業資金の確保、農産物価格対策、土地改良の促進、農業協同組合の育成等目前に迫る諸問題の解決のため、政府は農村危機突破を重点とする第九回国会を速かに召集すべきことを要求する。

一、去る七月三十一日佐藤参議院議長から幣原議長宛、参議院は閉会中左記委員会が審査及び調査を繼續することを議決した旨の通知書を受領した。

記

一、内閣委員会 行政機構の整備に関する調査

一、人事委員会 国家公務員の給與問題に関する調査

一、地方行政委員会 地方行政の改革に関する調査

一、法務委員会 検察及び裁判の運営等に関する調査

一、外務委員会 講和に関連する諸般の基本方針樹立に関する調査

一、大蔵委員会 金融政策並びに制度に関する調査

一、大蔵委員会 租税行政に関する調査

一、大蔵委員会 協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案に関する審査

一、文部委員会 教育文化施設及び文化財保護に関する一般調査

一、厚生委員会 社会保障制度に関する調査

一、農林委員会 新農業政策確立に関する調査

一、農林委員会 競馬法の一部を改正する法律案に関する審査

一、水産委員会 水産物増産対策に関する調査

一、通商産業委員会 鉱業法案(予備審査)

一、通商産業委員会 採石法案(予備審査)

一、通商産業委員会 通商及び産業一般に関する調査

一、運輸委員会 公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(予備審査)

一、運輸委員会 日本国有鉄道の機構に関する調査

一、郵政委員会 郵政事業の独立採算制等に関する調査

一、電気通信委員会 電波行政に関する調査

一、電気通信委員会 電気通信事業運営状況に関する調査

一、労働委員会 公共企業体労働関係法の改正に関する調査

一、労働委員会 経済安定計画の進展に伴う労働問題に関する調査

一、建設委員会 建設省その他の建設事業に関する調査

一、経済安定委員会 日本経済の安定と復興に関する調査

一、予算委員会 昭和二十五年年度予算の国民経済に及ぼす影響に関する調査

一、決算委員会 昭和二十三年年度一般会計歳入歳出決算

一、決算委員会 昭和二十三年年度特別会計歳入歳出決算

一、議院運営委員会 議院の運営に関する審査

一、電力問題に関する特別委員会 電力問題に関する調査

一、在外同胞引揚問題に関する特別委員会 在外同胞引揚問題に関する調査

一、去る八月一日吉田内閣総理大臣から幣原議長宛、第七回国会において議決した熱海国際観光温泉文化都市建設法につき次の通知書を受領した。

なお、同日大池事務総長から近藤参議院事務総長宛、右の旨を通知した。

内閣閣内第一二八号
昭和二十五年八月一日

内閣総理大臣 吉田 茂
衆議院議長幣原喜重郎殿

第七回国会において議決された熱海国際観光温泉文化都市建設法が、別紙内閣総理大臣請議のとおり住民投票の結果確定したので、地方自治法第二百六十一條第五項の規定により、この旨通知する。

(別紙)

熱海国際観光温泉文化都市建設法公布手続申請について

地方自治法第二百六十一條第五項の規定により、熱海国際観光温泉文化都市建設法の賛否投票の結果が賛成多数に確定したので、右法律の公布方を奏請せられたる閣議を求めます。

昭和二十五年七月二十六日
内閣総理大臣 吉田 茂

内閣総理大臣吉田茂殿
熱海国際観光温泉文化都市建設法賛否投票の結果の確定報告

昭和二十五年六月二十八日執行の熱海国際観光温泉文化都市建設法賛否投票の結果が確定した旨報告書が別紙の通り熱海市長より提出されましたから地方自治法第二百六十一條第四項の規定により書類を送付いたします。

熱総第二七三三号
昭和二十五年七月十二日

熱海市長 宗 秋月

内閣総理大臣吉田茂殿

熱海国際観光温泉文化都市建設

法制定賛否投票結果確定報告

昭和二十五年五月二日附発連第一六〇号を以て貴職より憲法第九十五條の規定による一の地方公共団体のみに適用される特別法である熱海国際観光温泉文化都市建設法が国会において議決された旨の通知並びに当該法律その他関係書類の移送があつたので地方自治法第二百六十一條第三項の規定により市選挙管理委員会をして昭和二十五年六月二十八日当該法律について賛否の投票を行はしめ、その結果が確定しましたから同條第四項の規定により別紙関係書類を添えてその結果を左記の通り報告致します。

記

事項	男	女	計
有権者数	七、八三〇	一〇、〇九二	一七、九二二
投票者数	五、〇四四	五、八〇七	一〇、八五一
棄権者数	二、七八六	四、二八五	七、〇七一
投票率	〇・六四四	〇・五七五	〇・六〇四
投票総数	五、〇四四	五、八〇七	一〇、八五一
有効投票数	—	—	一〇、六三三
賛成投票数	—	—	八、七九三
反対投票数	—	—	一、八三二
無効投票数	—	—	一九八

熱選第五三三号

昭和二十五年七月十二日

熱海市選挙
管理委員 芹澤 弘
会 委員長

熱海市長 秋月殿

熱海国際観光温泉文化都市建設

法制定賛否投票結果確定報告

昭和二十五年五月二日附発連第一六〇号を以て内閣総理大臣より憲法第九十五條の規定による一の地方公共団体のみに適用される特別法である熱海国際観光温泉文化都市建設法が国会において議決された旨の通知並びに当該法律その他関係書類の移送があつたから五月四日から三十一日以後六十日以内に当該法律の賛否投票を行ふよう通知がありました。昭和二十五年六月二十八日その投票を執行し投票の結果が次の通り確定致しましたから別紙関係書類を添えて報告致します。

記

事項	男	女	計
有権者数	七、八三〇	一〇、〇九二	一七、九二二
投票者数	五、〇四四	五、八〇七	一〇、八五一
棄権者数	二、七八六	四、二八五	七、〇七一
投票率	〇・六四四	〇・五七五	〇・六〇四
投票総数	五、〇四四	五、八〇七	一〇、八五一
有効投票数	—	—	一〇、六三三
賛成投票数	—	—	八、七九三
反対投票数	—	—	一、八三二
無効投票数	—	—	一九八

右により熱海国際観光温泉文化都市建設法制定については賛成と確定した。

熱選告示第三三三号

昭和二十五年六月二十八日執行の熱海国際観光温泉文化都市建設法制定賛否投票の結果は次の通り確定した。

昭和二十五年七月十二日

熱海市選挙
管理委員 芹澤 弘
会 委員長

記

事項	男	女	計
選挙人名簿登録人員	九、六六三	一六、三三三	二六、〇〇三
有権者数	七、八三〇	一〇、〇九二	一七、九二二
投票者数	五、〇四四	五、八〇七	一〇、八五一
棄権者数	二、七八六	四、二八五	七、〇七一
投票率	〇・六四四	〇・五七五	〇・六〇四
投票総数	—	—	一〇、八五一
有効投票数	—	—	一〇、六三三
無効投票数	—	—	一九八
賛成投票数	—	—	八、七九三
賛成投票数	—	—	一、八三二
反対投票数	—	—	一九八

右により熱海国際観光温泉文化都市建設法制定については賛成と確定した。

地第一五〇号

昭和二十五年六月三十日

静岡県知事

内閣総理大臣殿

熱海国際観光温泉文化都市建設

法制定賛否投票結果報告について

管下熱海市に係る昭和二十五年五月二日附発連第一六〇号をもつて内閣総理大臣より憲法第九十五條の規定による一の地方公共団体のみに適用される特別法である熱海国際観光温泉文化都市建設法に対する地方自治法第二百六十一條の規定による賛否投票の結果が判明した旨の報告書が別冊の通り熱海市長より提出されましたから地方自治法施行令第八十三條第二項の規定により関係書類を添へて添付いたします。

熱選第二四四号

昭和二十五年六月二十九日

熱海市長 宗 秋月

内閣総理大臣吉田茂殿

熱海国際観光温泉文化都市建設

法制定賛否投票結果報告

昭和二十五年五月二日附発連第一六〇号を以て貴職より憲法第九十五條の規定による一の地方公共団体のみに適用される特別法である熱海国際観光温泉文化都市建設法が国会において議決された旨の通知並びに当該法律その他関係書類の移送があつたので地方自治法第二百六十一條第三項の規定により市選挙管理委員会をして昭和二十五年六月二十八日当該法律について賛否の投票を行はしめ、その結果が判明し更に確定しましたから同條第四項の規定により別紙関係書類を添えてその結果を左記の通り報告致します。

記

事項	男	女	計
有権者数	七、八三〇	一〇、〇九二	一七、九二二
投票者数	五、〇四四	五、八〇七	一〇、八五一
棄権者数	二、七八六	四、二八五	七、〇七一
投票率	〇・六四四	〇・五七五	〇・六〇四
投票総数	五、〇四四	五、八〇七	一〇、八五一
有効投票数	—	—	一〇、六三三
賛成投票数	—	—	八、七九三
反対投票数	—	—	一、八三二
無効投票数	—	—	一九八

熱選第六二二号

昭和二十五年六月二十九日

熱海市選挙管理
委員会委員長 芹澤 弘

熱海市長 秋月殿

熱海国際観光温泉文化都市建設

法制定賛否投票結果報告

昭和二十五年五月二日附発連第一

六〇号を以て内閣総理大臣より憲法第九十五條の規定により一の地方公共団体のみに適用される特別法である熱海国際観光温泉文化都市建設法が国会において議決された旨の通知並びに当該法律その他関係書類の移送があつたから五月四日から三十一日以後六十日以内に当該法律の賛否投票を行うよう通知がありました。が昭和二十五年六月二十八日その投票を執行し投票の結果が次の通り判明確定致しましたから別紙関係書類を添えて報告致します。

記

事項	男	女	計
有権者数	七、八三二	二、〇九九	九、九三二
投票者数	五、〇四四	五、八〇七	一〇、八五一
棄権者数	二、七八八	四、二二五	七、〇一三
投票率	〇・六四三	〇・五七七	〇・六一〇
投票総数	五、〇四四	五、八〇七	一〇、八五一
有効投票数	—	—	一〇、六三三
賛成投票数	—	—	八、七三三
反対投票数	—	—	一、九〇〇
無効投票数	—	—	二、二一八

右により熱海国際観光温泉文化都市建設法制定については賛成と確定した。

昭和 25 年 6 月 28 日
執 行

熱海国際観光温泉文化都市建設法制定賛否投票選挙録

1. 選挙会開設場所	熱海市公会堂跡							
2. 選挙立会人	党	派	氏 名		参 会 時 刻			
(1) 選挙長の選任した者	無 所 属		小 倉 繁 太 郎		午 後 6 時			
	無 所 属		野 田 彦 八		〃			
	無 所 属		佐 藤 成 二		〃			
3. 選挙会開閉時刻	昭和 25 年 6 月 28 日午後 8 時 00 分開会 昭和 25 年 6 月 28 日午後 11 時 10 分閉会							
4. 拒否の決定等を受けた投票	受 理				不受理			
5. 開 票 の 結 果								
(1) 投票の内訳	投票総数 10,821 票			有効投票 10,623 票		無効投票 198 票		
						無効投票率 18 %		
(2) 無効投票の内訳	成規の用紙を用いないもの	賛否の外他事を記載したもの	賛否を自書しないもの	賛否の何れを記載したか確認し難いもの	白 紙 投 票	単に雑事を記載したもの	単に記号・符号を記載したもの	
	2	1		5	31	75	84	
(3) 点 字 投 票	投票総数 5 票		有効投票 5 票		無効投票 0 票			
6. 選 挙 の 結 果								
(1) 賛否の投票の結果	賛 否 の 得 票 数				得 票 率			
	賛	否	得 票	数				
	賛	成	8,792 票		0.83			
	反	対	1,831 票		0.17			
7. 選挙会事務従事者	総数 51人		内		1. 市町村選挙管理委員会書記 2. 市町村の職員 {イ、吏員 ロ、その他の職員 3. 学校職員 4. その他の者			4 人 49 人 0 人 0 人 0 人

昭和 25 年 6 月 28 日調製
われわれは、この選挙録が真正であることを確認して署名する。

選挙長 芹 澤 弘
選挙立会人 野田彦八
選挙立会人 小倉繁太郎
選挙立会人 佐藤成二

一、去る八月九日人事院総裁淺井清君から幣原議長宛、国家公務員法第二十八條及び一般職の職員の給与に関する法律第二條第三号及び第五号の規定による給与額及び勤務地手当に関する報告並びに勧告を受領した。

一、去る八月十五日、内閣総理大臣から商品取引所審議会会長に向井鹿松君を、同審議会委員に柿沼谷藏君、島剛君、寺田省一君及び藤田國之助君を任命した旨の通知を受領した。

(右は、商品取引所法附則第八項の規定により次の国会において両議院の事後承認を求むべきものである。)

一、去る八月二十四日、内閣総理大臣から検査官に東谷傳次郎君を任命した旨の通知を受領した。

(右は、会計検査院法第四條第四項の規定により次の国会において両議院の事後承認を求むべきものである。)

一、去る九月一日、議員芦田均君外百三十名の代表者千葉三郎君から次の通り、内閣総理大臣吉田茂君宛、臨時国会召集要求補充書を受領したので、本日幣原議長から右要求補充書を内閣に送付した。

臨時国会召集要求補充書

昭和二十五年七月三十一日附を以つて憲法第五十三條の規定に基づき臨時国会召集を要求したが未だにその召集のないのは遺憾である。

該召集要求は右要求書に記載しある理由を目的として要求したのであるからその審議の緊急を必要とすることは言を俟たない。
依つて九月中に速かに開会出来るよう重ねて臨時国会の召集を要求する。

昭和二十五年九月一日

芦田 均 外百三十名

右代表者 千葉 三郎

内閣総理大臣吉田茂殿

一、去る九月六日内閣から次の報告書を受領した。

昭和二十四年度第四・四半期中における予算使用の状況

一、去る九月九日人事院総裁浅井清君から幣原議長宛、国家公務員法第二十三條の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に関する意見を受領した。

一、去る九月三十日全国選挙管理委員会委員長から次の通牒を受領した。
全選発第一〇九二号

昭和二十五年九月三十日

全国選挙管理委員会委員長

衆議院議長殿

衆議院議員の当選取消について

昭和二十四年一月二十三日執行衆議院議員選挙における新潟県第二区中蒲原郡七谷村の選挙が、昭和二十五年九月八日最高裁判所の判決の結果無効となつたので、新潟県選挙管理委員会において去る二十七日選挙会を開き、別紙の通り、新潟県第二区選出衆議院議員の当選を取消した旨報告があつたから、通知する。

(別紙)

県選管第四四一号の二

昭和二十五年九月二十七日
新潟県選挙管理委員会委員長
衆議院議員当選取り消しについて
昭和二十四年一月二十三日執行の衆議院議員選挙における本県第二区中蒲原郡七谷村の選挙が無効となつたことについては九月二十七日附県選管第四三九号の二を以て報告致しておきましたが、最高裁判所長官からの判決確定の通知にもとづいて昭和二十五年九月二十七日開会の選挙会において当選を取り消された者は次の通りでありますから、選挙録字及び告示字を添えて報告致します。

記

東京都港区西久保巴町一三 澤田清方 渡邊 良夫

新潟市学校町通二番町五二三 番地ノ三 玉井 祐吉

神奈川県鎌倉市山ノ内六二四番地 稲葉 修

東京都武蔵野市吉祥寺二八三一 三宅 正一

(告示字)
新潟県選挙管理委員会告示第五十九号

昭和二十四年一月二十三日執行の衆議院議員選挙において本県第二区中蒲原郡七谷村における選挙につき訴訟の提起がなされ、最高裁判所の判決の結果同村の選挙は無効となり、昭和二十五年九月二十六日最高裁判所長官からその判決が確定した旨の通知があつたのにもとづき、同年同月二十七日開会の選挙会において当選を取り消

された者は次の通りである。

昭和二十五年九月二十七日

新潟県選挙管理委員会委員長

衆議院議員当選取り消しについて

昭和二十四年一月二十三日執行の衆議院議員選挙における本県第二区中蒲原郡七谷村の選挙が無効となつたことについては九月二十七日附県選管第四三九号の二を以て報告致しておきましたが、最高裁判所長官からの判決確定の通知にもとづいて昭和二十五年九月二十七日開会の選挙会において当選を取り消された者は次の通りでありますから、選挙録字及び告示字を添えて報告致します。

記

東京都港区西久保巴町一三 澤田清方 渡邊 良夫

新潟市学校町通二番町五二三 番地ノ三 玉井 祐吉

神奈川県鎌倉市山ノ内六二四番地 稲葉 修

東京都武蔵野市吉祥寺二八三一 三宅 正一

最高裁判所行政甲第六三三号

昭和二十五年九月二十六日

衆議院議長幣原喜重郎殿

選挙訴訟事件通知

事件番号

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

及び事件

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

上告提起

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

保属部

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

選挙区

新潟県第二区中蒲原郡七谷村

当時者

上 告 人

新潟市新潟県庁内

の住所

新潟県選挙管理委員会

氏 名

補助参加人

三宅 正一

事件の

進行程度

公職選挙法第二百二十條の規定による。

備 考

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

新潟市学校町通二番町五二三 番地ノ三 玉井 祐吉

神奈川県鎌倉市山ノ内六二四番地 稲葉 修

東京都武蔵野市吉祥寺二八三一 三宅 正一

最高裁判所長官 田中耕太郎

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

昭和三十四年(ホ)第三二二二号衆議院議員選挙無効

参議院事務総長宛、右の旨を通知した。

内閣閣員第二一七号

昭和二十五年十月十八日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

第八回国会において議決された横浜国際港都建設法が、別紙内閣総理大臣諮議のとおり住民投票の結果確定したので、地方自治法第二百六十一條第五項の規定により、この旨通知する。

(別紙)

発連第五六二号

横浜国際港都建設法公布手続申請について

地方自治法第二百六十一條第五項の規定により、横浜国際港都建設法の賛否投票の結果が賛成多数に確定した旨、横浜市長から報告がありましたから、右法律公布方を奏請せられたく閣議を求めます。

昭和二十五年十月十六日

内閣総理大臣 吉田 茂

内閣閣員第二一九号

昭和二十五年十月九日

横浜市長 石河 京市

内閣総理大臣吉田茂殿

横浜国際港都建設法賛否の投票結果確定について

標記について、その投票の結果が確定したので、地方自治法第二百六十一條第四項の規定により次のように報告いたします。

五

官報号外 昭和二十五年十一月二十一日 衆議院会議録第一号 議長報告

記

投票総数 一九七、六一八票
有効投票 一九五、三三三票
内

賛成 一七五、三六一票
反対 一九、九七二票
無効投票 二、二八五票
二五地第八二〇号

昭和二十五年十月十日

神奈川県知事 内山岩太郎

内閣総理大臣吉田茂殿

横浜国際港都建設法賛否の投票
結果確定について

昭和二十五年九月二十日横浜市において執行された一の地方公共団体のみに適用される特別法の結果が確定し、地方自治法第二百六十一條第四項及び同法施行令第八十三條第二項の規定により、当該市長より関係書類の提出があつたので別紙の通り進達いたします。

横選管第四〇七号

昭和二十五年十月七日

横浜市選挙管理委員会

委員長 伊東 三省

横浜市長石河京市殿

賛否の投票結果確定について

去る九月二十日執行の横浜国際港都建設法賛否の投票結果に關しては、地方自治法第二百六十二條第一項及び同法施行令第八十七條の規定に基き、公職選挙法第二百二條第一項及び同法第二百六條第一項の準用による異議申立の最終期日たる十月四日並びに同月六日をそれぞれ経過し、且つその期日に至る間、前各條の異議申立はなかつたので、九月二十二日附横選管第三八八号を以て

通知した結果のとおり確定したことを通知いたします。

二五地第七七二号

昭和二十五年九月二十六日

神奈川県知事 内山岩太郎

内閣総理大臣吉田茂殿

横浜国際港都建設法賛否の投票
結果について

昭和二十五年九月二十日横浜市において執行された一の地方公共団体のみに適用される特別法の賛否の投票結果について、地方自治法第二百六十一條第四項及び同法施行令第八十三條第二項の規定により、当該市長から関係書類の提出があつたので別紙のとおり進達する。

二十五総第一、〇五〇号

昭和二十五年九月二十五日

横浜市市長 石河 京市

内閣総理大臣吉田茂殿

横浜国際港都建設法賛否の投票
について

標記について、その投票の結果が判明したので、地方自治法第二百六十一條第四項の規定により、関係書類を添えて次のように報告いたします。

記

有権者数 五〇〇、二二二人
投票総数 一九七、六一八票
内

有効投票 一九五、三三三票
内

賛成 一七五、三六一票
反対 一九、九七二票
無効投票 二、二八五票

横選管第三八八号

昭和二十五年九月二十二日

横浜市選挙管理委員会

委員長 伊東 三省

横浜市市長石河京市殿

賛否の投票結果について

去る九月二十日執行の横浜国際港都建設法賛否の投票結果を地方自治法施行令第八十三條第一項の規定に基き、別紙のとおり公表したので資料を添えて、通知いたします。

横選管告示第六号

昭和二十五年九月二十日執行の横浜国際港都建設法賛否の投票の結果は次の通りである。

昭和二十五年九月二十二日

横浜市選挙管理委員会

委員長 伊東 三省

選挙当日の有権者の総数

五〇〇、二二二人

内

投票した者の数 一九七、六一八票

投票しない者の数 三〇二、六〇二人

投票率 三九・五一%

有効投票総数 一九五、三三三票

内

賛成投票数 一七五、三六一票

反対投票数 一九、九七二票

無効投票数 二、二八五票

内

成規の用紙を用いないもの 一四票

賛否の外他事を記載したもの 二九五票

賛否を自書しないもの 六票

賛否を確認し難いもの 一三八票

その他 一、八三三票

その他 一、八三三票

その他 一、八三三票

その他 一、八三三票

昭和25年9月20日執行

横浜国際港都建設法賛否の投票選挙録

1. 選挙会開設場所	横浜市西区老松町二番地 横浜市会事務局			
2. 選挙立会人	党	派	氏	名
(1) 選挙管理委員会の選任した者	労働者農民党		相	沢 重 明
	な	し	桜	井 と 志
	な	し	石	川 平 八 郎
(2) 選挙長の選任した者				
3. 選挙会開閉時刻	昭和25年9月22日午前10時0分開会 昭和25年9月22日午前10時15分閉会			
4. 選挙の結果				
(1) 投票の内訳	投票総数	197,618	有効投票	195,333
			無効投票	2,285
(2) 有効投票の内訳	賛	成	反	対
		175,361		19,972
5. 選挙会事務従事者	総数	9人内	1 市町村選挙管理委員会書記	9人
			2 市町村の職員イロその他の職員	0人

昭和25年9月22日調製

われわれは、この選挙録が真正であることを確認して、ここに署名する。

選挙長 伊 東 三 省
選挙立会人 相 沢 重 明
選挙立会人 桜 井 と 志
選挙立会人 石 川 平 八 郎

内閣閣内第二〇号

昭和二十五年十月十八日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

第八回国会において議決された神戸国際港都建設法が、別紙内閣総理大臣議決のとおり住民投票の結果確定したので、地方自治法第二百六十一條第五項の規定により、この旨通知する。

(別紙)

発連第五六三号

神戸国際港都建設法公布手続申請について

地方自治法第二百六十一條第五項の規定により、神戸国際港都建設法の賛否投票の結果が賛成多数に確定した旨、神戸市長から報告がありましたから、右法律公布方を奏請せられたく閣議を求めらる。

昭和二十五年十月十六日

内閣総理大臣 吉田 茂

内閣総理大臣吉田茂殿

兵地第一五七二号

昭和二十五年十月七日

兵庫県知事 岸田 幸雄

内閣総理大臣吉田茂殿

神戸国際港都建設法住民投票確定報告書進達について

神戸市長から別紙のとおり標記のことに関して地方自治法第二百一六條第四項後段の規定による報告があり

ましたので同法施行令第一八三條第二項の規定により經由進達いたします。

神調第七五号

昭和二十五年十月六日

神戸市長 原口忠次郎

内閣総理大臣吉田茂殿

神戸国際港都建設法住民投票確定報告の件

神戸国際港都建設法住民投票については昭和二十五年九月二十二日附神調発第五五号をもつて報告しましたがその後地方自治法施行令第八十七條において準用する公職選挙法第二百二條第一項及び同法第二百六十一條第一項の異議の申立がなく昭和二十五年十月六日右投票の結果が次の通り確定しましたので地方自治法第二百六十一條第四項の規定により関係書類を添え報告します。

なおこれが法律は昭和二十五年十月二十一日附を以て公布されるよう御配慮賜りたい。

記

一 有権者総数 三八三、九五二名
二 投票者総数 一六六、一二一名
三 賛成投票数 一三八、二七二名
四 反対投票数 二五、六三八名
五 無効投票数 二、二〇四名
神選第一一九号
昭和二十五年十月六日
神戸市選挙管理委員会

委員長 大本 藤市

神戸市長原口忠次郎殿

神戸国際港都建設法の賛否投票の結果の確定について

昭和二十五年九月二十日執行の神戸国際港都建設法の賛否投票の結果が本日次のとおり確定しましたので別紙賛否投票に対する選挙人の異議申立期間の経過並びに異議申立のなかつた旨の通知書及び選挙録の写を添えて報告致します。

一、有権者総数 三八三、九五二名
一、投票者数 一六六、一二一名
一、賛成投票数 一三八、二七二票
一、反対投票数 二五、六三八票
一、有効投票数 一六三、九一〇票
一、無効投票数 二、二〇四票
賛否投票に対する選挙人の異議申立期間の経過並びに異議申立のなかつた旨の通知書

昭和二十五年九月二十日執行の神戸国際港都建設法の賛否投票に対する地方自治法施行令第一八七條において準用する公職選挙法第二百二條第一項及び第二百六十一條第一項の規定による選挙人の異議申立期間中に何人からも異議の申立がなくその期間が経過したことを通知します。

昭和二十五年十月六日

神戸市選挙管理委員会

委員長 大本 藤市

昭和25年9月20日 執 行		神戸国際港都建設法賛否投票選挙録			神戸国際港都建設法 賛否投票選挙会	
1. 選挙会開設場所	兵庫県神戸市兵庫区松本通一丁目			神戸市役所市長室		
2. 選挙立会人	党	派	氏 名	参 会	時 刻	
(1) 選挙管理委員 会の選任した 者	無	所 属	清 水 佐 一	午後5時		
	無	所 属	秦 六 助	午後5時		
	無	所 属	高 島 福 次	午後5時		
3. 選挙会開閉時刻	昭和25年9月21日午後5時開会					
	昭和25年9月21日午後5時25分閉会					
4. 選挙の結果	投票総数	有効投票	無効投票	無効投票率		
(1) 投票の内訳	166,121票	163,910票	2,204票	1.32%		
(2) 賛否の得票 総数	賛 成		反 対			
	138,272票		25,638票			
5. 選挙会事務従事 者	総 数		選挙管理委員会の職員			
	4人		4人			

昭和25年9月21日調整
われわれは、この選挙録が真正であることを確認して署名する。

選挙長大本藤市
選挙立会人清水佐一
選挙立会人秦六助
選挙立会人高島福次

兵士第五八七二号の一

神戸国際港都建設法の住民投票
結果報告の件

八月五日附発連第四三二二号により
送付せられました神戸国際港都建設
法の住民投票結果報告について神戸
市長より別紙のとおり進達がありま
したので地方自治法施行令第八十
三條第二項の規定により經由進達致
します。

昭和二十五年九月二十二日

兵庫県知事 岸田 幸雄

内閣総理大臣吉田茂殿

神調発第五号

昭和二十五年九月二十二日

神戸市長 原口忠次郎

内閣総理大臣吉田茂殿

神戸国際港都建設法住民投票報
告の件

神戸国際港都建設法については昭
和二十五年八月五日附発第四三二
二号の二を以て地方自治法第二百六
十一條第二項による通知がありまし
た。

よつて市においては同法第二百六
十一條第三項の規定により昭和二十
五年九月二十日選挙管理委員会をし
て住民の賛否投票を行なわした結果
次の通り判明いたしましたので同法
第二百六十一條第四項により関係書
類を添え報告いたします。

記

一、有権者総数	三八三、九五二名
二、投票者総数	一六六、二二一名
三、賛成投票数	一三八、二七二票
四、反対投票数	二五、六三八票
五、有効投票数	一六三、九一〇票
六、無効投票数	二、二〇四票

昭和二十五年九月二十日行なわれ
た神戸国際港都建設法の賛否の投票
の結果が判明したので地方自治法施
行令第八十三條第一項の規定によ
り次のとおり公表する。

昭和二十五年九月二十一日

神戸市選挙管理委員会
委員長 大本 藤市

一、有権者数	三八三、九五二名
二、投票者数	一六六、二二一名
三、賛成投票数	一三八、二七二票
四、反対投票数	二五、六三八票
五、有効投票数	一六三、九一〇票
六、無効投票数	二、二〇四票

昭和25年9月20日執行

神戸国際港都建設法賛否投票選挙録

神戸国際港都建設法賛否投票選挙会

1 選挙会開設場所	兵庫県神戸市兵庫区松本通一丁目神戸市役所市長室			
2 選挙立会人	党	派	氏 名	参 会 時 刻
(1) 選挙管理委員会の 選任した者	無	所 属	清水 佐 一	午後5時
	無	所 属	秦 六 助	午後5時
	無	所 属	高 島 福 次	午後5時
3 選挙会開閉時刻	昭和25年9月21日 午後5時 開会 昭和25年9月21日 午後5時25分閉会			
4 選挙の結果	投票総数	有効投票	無効投票	無効投票率
(1) 投票の内訳	166,121票	163,910票	2,204票	1.32%
(2) 賛否の得票総数	賛 成		反 対	
	138,272票		25,638票	
5 選挙会事務従事者	総 数	4人	選挙管理委員会の職員	4人

昭和25年9月21日調製

われわれは、この選挙録が真正であることを確認して署名する。

選挙長 大 本 藤 市
選挙立会人 清水 六 助
選挙立会人 秦 高 島

内閣閣甲第二一九号

昭和二十五年十月十八日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

第八回国会において議決された奈
良国際文化観光都市建設法が、別紙
内閣総理大臣請議のとおり住民投票
の結果確定したので、地方自治法第
二百六十一條第五項の規定により、
この旨通知する。

(別紙)

発連第五六四号

奈良国際文化観光都市建設法公
布手続申請について

地方自治法第二百六十一條第五項
の規定により、奈良国際文化観光都
市建設法の賛否投票の結果が賛成多
数に確定した旨、奈良市長から報告
がありましたから、右法律公布方を
奏請せられたく閣議を求める。

昭和二十五年十月十六日

内閣総理大臣 吉田 茂

内閣総理大臣吉田茂殿

第五二七号

昭和二十五年十月五日

奈良県知事 野村 万作

内閣総理大臣吉田茂殿

奈良国際文化観光都市建設法の
賛否投票の結果確定報告につい
て

奈良国際文化観光都市建設法につ
いて賛否の投票を行った結果が確定
したので奈良市長より地方自治法第

二百六十一條第四項の規定により報告書を提出されたから移送します。
奈国都発第二十八号

昭和二十五年十月五日

奈良市長 片岡安太郎

内閣総理大臣吉田茂殿

特別法の住民投票の結果に関する件(確定報告)

昭和二十五年九月二十日執行の「奈良国際文化観光都市建設法」の住民投票の結果については、さきに判明報告をしましたが、その後における公職選挙法の規定による異議の申立はありませんので、左記のとおり確定したことを、地方自治法第二百六十一條第四項の規定により報告します。

記

一、投票当日有権者数

四〇、八八二人

一、投票者数 三〇、〇三九人

一、棄権者数 一〇、八四三人

一、投票の内訳

有効投票 二九、八二四票

無効投票 二一五票

一、有効投票の内訳

賛成 二二、〇八九票

反対 七、七三五票

奈選発第二五一号

昭和二十五年十月五日

奈良市選挙管理委員会

委員長 三宅 正胤

奈良市長 片岡安太郎殿

住民賛否投票確定報告の件

昭和二十五年九月二十日執行の奈良国際文化観光都市建設法の住民賛否投票の結果さきに報告した通りであるが公職選挙法の規定による異議

の申立ありませんから次のように確定したので報告する。

記

一、投票当日有権者数

四〇、八八二人

一、投票者数 三〇、〇三九人

一、棄権者数 一〇、八四三人

一、投票総数 三〇、〇三九票

内有効投票 二九、八二四票

内無効投票 二一五票

有効投票の内訳

賛成 二二、〇八九票

反対 七、七三五票

第五二七号

昭和二十五年九月二十五日

奈良県知事 野村 萬作

内閣総理大臣吉田茂殿

奈良国際文化観光都市建設法の賛否投票の結果判明報告について

て

奈良国際文化観光都市建設法について賛否の投票を行った結果が判明したので奈良市長より地方自治法第二百六十一條第四項の規定により報告書を提出されたから移送します。
奈国都発第二三三号

昭和二十五年九月二十二日

奈良市長 片岡安太郎

内閣総理大臣吉田茂殿

特別法の住民投票の結果に関する件(判明報告)

去る第八国会において議決せられた奈良国際文化観光都市建設法は憲法第九十五條にいう一の地方公共団体のみに適用される特別法にあたるので地方自治法第二百六十一條第三項の規定により当該法律について住民の賛否の投票を行った結果は左記のようであつたので同條第四項の規定により関係書類を添えて報告し

ます。

記

一、投票

選挙当日の有権者数

四〇、八八二人

投票者数 三〇、〇三九人

棄権者数 一〇、八四三人

二、開票

投票総数 三〇、〇三九票

投票の内訳

有効投票 二九、八二四票

無効投票 二一五票

有効投票の内訳

賛成 二二、〇八九票

反対 七、七三五票

奈市選発第二四四号

昭和二十五年九月二十一日

奈良市選挙管理委員会

委員長 三宅 正胤

奈良市長 片岡安太郎殿

住民賛否投票結果報告の件

昭和二十五年九月二十日執行の奈良国際文化観光都市建設法制定について賛否の住民投票の結果は次のとおりでありますので投票録及び選挙録の字を添え報告致します。

記

一、投票

選挙当日の有権者数

四〇、八八二人

投票者数 三〇、〇三九人

棄権者数 一〇、八四三人

二、開票

投票総数 三〇、〇三九票

投票の内訳

有効投票 二九、八二四票

無効投票 二一五票

有効投票の内訳

賛成 二二、〇八九票

反対 七、七三五票

昭和 25 年 9 月 20 日 行
執

奈良国際文化観光都市建設法制定賛否投票選挙録

奈良市選挙会

1. 選挙会開設場所	奈良市役所			
2. 選挙立会人	党	派	氏 名	参会又は選任時刻
(1) 選任による者	な	し	垣 内 寛 嗣	午後 7 時 30 分
	な	し	池 田 小 菊	午後 7 時 30 分
	な	し	三 田 虎 一 郎	午後 7 時 30 分
(2) 選挙長の選任したもの				
3. 選挙会開閉時刻	昭和 25 年 9 月 20 日午後 8 時 0 分開会		昭和 25 年 9 月 20 日午後 11 時 10 分開会	
4. 拒否の決定等を受けた投票	受 理		不受理	
5. 開票の結果				
(1) 投票の内容	投票総数 30,039		有効投票 29,824	無効投票 215 無効投票率 0.71%
(2) 無効投票の内訳	成規の用紙を用いないもの	賛否の記載をのぞいたもの	賛否の記載をのぞいたもの	賛否の記載をのぞいたもの
	1	1	2	50
(3) 点字投票	55 票			
6. 賛否投票の結果				

(1) 賛否の得票総数	29,824 票
賛 成	22,089 票
反 対	7,735 票
7. 選挙会事務従事者	総数 人
	1. 市選挙管理委員会書記員、市職員の職員 5人 2. 市の職員、市職員の職員 51人 3. 学校の職員、学校の職員 6人 4. その他 3人

昭和25年9月20日調製
われわれは、この選挙録が真正であることを確認して、ここに署名する。

選挙長

選挙立会人 恒池 三
選挙立会人 内田 虎
選挙立会人 寛小 一
選挙立会人 嗣菊 郎

内閣閣員第二一八号
昭和二十五年十月十八日
内閣総理大臣 吉田 茂
衆議院議長幣原喜重郎殿
第八回国会において議決された京都国際文化観光都市建設法が、別紙内閣総理大臣議決のとおり住民投票の結果確定したので、地方自治法第二百六十一條第五項の規定により、この旨通知する。
(別紙)
発連第五五五号
京都国際文化観光都市建設法公布手続申請について
地方自治法第二百六十一條第五項の規定により、京都国際文化観光都市建設法の賛否投票の結果が賛成多数に確定した旨、京都市長から報告がありましたから、右法律公布方を奏請せられたく閣議を求める。
昭和二十五年十月十六日
内閣総理大臣 吉田 茂
内閣総理大臣吉田茂殿
五地第七八六号
昭和二十五年十月七日
京都府知事 嶋川 虎三
内閣総理大臣吉田茂殿
京都国際文化観光都市建設法賛否投票の結果の確定について
先に本号をもって報告致しました京都国際文化観光都市建設法賛否投票の結果が本日確定致しました旨別紙の通り京都市長より連絡があつた

ので地方自治法第二百六十一條第四項の規定により終由進達致します。
発連総第四七二二号
昭和二十五年十月七日
京都市長 高山 義三
内閣総理大臣吉田茂殿
憲法第九十五條の規定による一の地方公共団体のみに適用される特別法について
さきに九月二十二日付発連総第四四五号を以つて御報告致しました京都国際文化観光都市建設法賛否投票の結果が本日をもって確定致しましたので、地方自治法第二百六十一條第四項の規定により関係書類相添え御報告申し上げます。
記
一 賛否投票日 九月二十日
一 開票事務執行 九月二十一日
一 選挙会事務執行 九月二十二日
一 選挙会の決定に関する異議申立 十月六日
一 最後日 十月六日
一 投票結果の確定 十月七日
一 投票確定結果
1 選挙人名簿に登録されている者の総数 六四二、六〇〇人
2 当日有権者の総数 六二二、七三三
3 投票総数 一九三、〇一八
内 訳
有効投票数 一九〇、五二四

賛 成 一三三、二六三
反 対 五八、二六一
無効投票数 二、四九四
有効投票数の二分の一の数 九五、二六二
以上
京都市選挙乙第二九五号
昭和二十五年十月七日
京都市選挙管理委員会 委員長 北村平三郎
京都市長高山義三殿
賛否投票の結果の確定について
昭和二十五年九月二十日執行の京都国際文化観光都市建設法賛否投票について地方自治法第二百六十二條第一項の規定により準用する公職選挙法第二百二條、第二百六條の規定に基く異議申立期間を経過いたし、賛否投票の結果が確定しましたので御通知いたします。
五地第七八六号
昭和二十五年九月二十二日
京都府知事 嶋川 虎三
内閣総理大臣吉田茂殿
京都国際文化観光都市建設法賛否住民投票の結果の終由進達について
昭和二十五年九月二十日、京都市において執行した京都国際文化観光都市建設法の賛否投票の結果が別紙の通り判明したので、地方自治法第

二百六十一條第四項の規定により終由進達致します。
発連総第四四五号
昭和二十五年九月二十二日
京都市長 高山 義三
内閣総理大臣吉田茂殿
憲法第九十五條の規定による一の地方公共団体のみに適用される特別法について
昭和二十五年八月五日付発連第四三二号の二を以つて御通知を受けた京都国際文化観光都市建設法につき去る九月二十日地方自治法第二百六十一條第三項の規定に基き賛否の投票を行つた結果、左記の通り判明したので、地方自治法第二百六十一條第四項の規定により関係書類相添え右報告する。
記
一、選挙人名簿に登録されている者の総数 六四二、六〇〇
一、当日有権者の総数 六二二、七三三
一、投票総数 一九三、〇一八
内 訳
有効投票数 一九〇、五二四
賛 成 一三三、二六三
反 対 五八、二六一
無効投票数 二、四九四
一、有効投票数の二分の一の数 九五、二六二
以上

昭和25年9月22日開会

京都国際文化観光都市建設法賛否投票選挙録

京都府 京都市

1 選挙会開設場所	京 都 市 役 所									
2 選挙立会人	党 派	氏 名		参会又は選任時刻			辞 職 の 時 刻 及 び 事 由			
選挙長の選任した者	な し	亀 井 辰 次 郎		昭和25年9月22日 午後0時35分						
	な し	山 本 安 次 郎		昭和25年9月22日 午後0時45分						
	自 由 党	森 米 造		昭和25年9月22日 午後0時58分						
3 選挙会開閉時刻	昭和25年9月22日 午後1時開会						昭和25年9月22日 午後1時45分閉会			
4 拒否の決定等を受けた投票	受 理	0			不 受 理			0		
5 開票の結果										
(1) 投票の内容	投 票 総 数			193,018			無 効 投 票			2,494
	有 効 投 票			190,524			無 効 投 票 率			1.2%
(2) 無効投票の内訳	成規の用紙を用いたもの	賛否の外他事を記載したもの	賛否を自書しないもの	賛否を確認し難いもの	白 投	紙 票	単に雑事を記載したもの	単に記号を記載したもの	記号符を記載したもの	計
	16	679	2	184	419	825	369	2,494		
(3) 点 字 投 票										60 票
6 投票の結果										
(1) 賛成及び反対の総数	賛 成 投 票 総 数				反 対 投 票 数					
	132,263				58,261					
(2) 有効投票総数の二分の一の数					95,262					
(3) 賛成投票総数の有効投票総数の二分の一の数を超過する数					37,001					
7 選挙会事務従事者	総 数 5 人 内		1 市選挙管理委員会書記 2 市の職員					3 人 0 人 2 人		

昭和25年9月22日調製

選挙長 北村平三郎

われわれは、この選挙録が真正であることを確認して、ここに署名する。

選挙立会人 森米造
選挙立会人 山本安次郎
選挙立会人 亀井辰次郎

京都市選挙告示第十五号

昭和二十五年九月二十日執行の京都国際文化観光都市建設法賛否の投票の結果が判明したので次の通り公表する。

昭和二十五年九月二十二日

京都市選挙管理委員会

委員長 北村平三郎

選挙人名簿に登録された者の総数

六四二、六〇〇

投票総数

一九三、〇一八

有効投票

一九〇、五二四

賛成

一三二、二六三

反対

五八、二六一

無効投票

二、四九四

有効投票の二分の一の数

九五、二六二

一、去る十四日吉田内閣総理大臣から次の書面を受領した。
昭和二十五年十一月十四日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

政府は、本年度補正予算案その他緊急を要する諸法案の審議を求め、臨時国会の必要を認め、来る十一月二十一日にこれを召集することに決定しましたから、宜敷御取計らい下さい。追て本年七月三十一日附衆議院第一三二号並びに九月一日附衆議院第一四六号をもつて、臨時国会召集要求書並びに同補充書の送付がありましたが、本日貴院議員千葉三郎

君に対し、別紙書簡を届けました。右御含みまでに申し添えます。(別紙)

昭和二十五年十一月十四日

内閣官房長官 岡崎 勝男

衆議院議員千葉三郎殿

貴院外百三十名の方より衆議院議長を経由して内閣総理大臣宛臨時国会召集の要求書の提出がありました。内閣においても、かねてから、その必要を認め、鋭意準備中の処、来る十一月二十一日に召集することに決定しましたから、左様御了承下さい。

一、福島県第二区選出衆議院議員大和田義榮君は去る八月二十七日死去された。
一、議員大和田義榮君が死去されたので、去る九月一日本院は次の弔詞を贈った。

衆議院ハ議員大和田義榮君ノ長逝ヲ哀悼シ恭シク弔詞ヲ呈ス

一、東京都第七区選出議員土橋一吉君は、去る八月三十日団体等規正令に基き公職に関する就職禁止、退職等に関する覚書該当者に準じ公職より除去せられる者として指定せられた旨法務府告示第四百十三号により告示せられ、去る九月二十日退職者となつた。

一、新潟県第二区選出議員渡邊良夫君、同玉井祐吉君、同稻葉修君及び

同三宅正一君は、衆議院議員選挙無効請求事件につき最高裁判所が言渡した上告棄却の判決が九月二十二日の経過とともに確定し、新潟県第二区中同県中蒲原郡七谷村における選挙は無効となり同県選挙管理委員会においてその当選を取消した旨、去る九月三十日全国選挙管理委員会委員長から通知があつたので九月二十二日の経過とともに孰れも退職者となつた。

一、去る十月三十日執行した新潟県第二区による再選挙の結果、同月三十一日選挙会を開き渡邊良夫君、玉井祐吉君、三宅正一君及び稻葉修君に当選証書を附與し、その旨告示した旨、去る二日全国選挙管理委員会委員長代理から議長宛通知を受領した。

一、去る八日当選証書の対照を終つた議員は次の通りである。

新潟県第二区選出 三宅正一君

一、去る八月十六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

厚生委員 原田 雪松君

農林委員 岡崎 勝男君

郵政委員 深澤 義守君

一、去る八月十六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

厚生委員 岡崎 勝男君

農林委員 原田 雪松君

深澤 義守君

郵政委員 木村 榮君

一、去る八月二十五日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

人事委員 田中不破三君

決算委員 本間 俊一君

一、去る八月二十六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 林 百郎君

大蔵委員 高田 富之君

一、去る八月二十五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

人事委員 本間 俊一君

決算委員 田中不破三君

一、去る八月二十六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 高田 富之君

大蔵委員 林 百郎君

一、去る八月二十七日郵政委員大和田義榮君は死去された。

一、去る八月三十一日大蔵委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 西村 直己君（理事大上司君去る八月三十一日理事

辞任につきその補欠

一、去る八月三十一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 高田 富之君

大蔵委員 林 百郎君

一、去る八月三十一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 米原 昶君

予算委員 林 百郎君

地方行政委員 林 百郎君

大蔵委員 高田 富之君

一、去る九月一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 梨木作次郎君

文部委員 今野 武雄君

一、去る九月六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 今野 武雄君

文部委員 梨木作次郎君

一、去る九月六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

経済安定委員 川上 貫一君

予算委員 横田基太郎君

一、去る九月七日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

経済安定委員 横田基太郎君

予算委員 川上 貫一君

一、去る九月六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

経済安定委員 横田基太郎君

予算委員 川上 貫一君

一、去る九月七日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

経済安定委員 川上 貫一君

予算委員 横田基太郎君

一、去る九月十一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 林 百郎君

予算委員 米原 昶君

一、去る九月十一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 米原 昶君

一、去る九月十二日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

農林委員 深澤 義守君

郵政委員 高田 弥市君

建設委員 木村 榮君

一、去る九月十二日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

農林委員 木村 榮君

郵政委員 山本 久雄君

建設委員 高田 弥市君

一、去る九月十三日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員 竹村奈良一君

農林委員 山口 武秀君

郵政委員 深澤 義守君

一、去る九月十三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

大蔵委員 山口 武秀君

農林委員 山口 武秀君

郵政委員 深澤 義守君

一、去る九月十五日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員 山口 武秀君

農林委員 竹村奈良一君

一、去る九月十五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

大蔵委員 竹村奈良一君

農林委員 山口 武秀君

一、去る九月十九日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

農林委員 山口 武秀君

法務委員 上村 進君

大蔵委員 今野 武雄君

厚生委員 高田 富之君

運輸委員 堀川 恭平君

一、去る九月十九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 堀川 恭平君

大蔵委員 高田 富之君

厚生委員 今野 武雄君

運輸委員 堀川 恭平君

一、去る九月二十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 高田 富之君

大蔵委員 今野 武雄君

厚生委員 堀川 恭平君

運輸委員 堀川 恭平君

一、去る九月二十日議長において、次の通り理事を補欠選任した。

法務委員 堀川 恭平君

理事 角田幸吉君（理事北川定務君去る九月二十日理事

辞任につきその補欠

一、去る九月二十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 高田 富之君

大蔵委員 今野 武雄君

厚生委員 梨木作次郎君

運輸委員 堀川 恭平君

一、去る九月二十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 高田 富之君

大蔵委員 今野 武雄君

厚生委員 梨木作次郎君

運輸委員 堀川 恭平君

一、去る九月二十日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 梨木作次郎君
大蔵委員 高田 富之君
文部委員 今野 武雄君
厚生委員 堀川 恭平君
運輸委員 島山 鶴吉君

一、去る九月二十日労働委員及び議院運営委員土橋一吉君は、退職者となつた。

一、去る九月二十七日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

外務委員 加藤 鏡造君
通商産業委員 武藤運十郎君

一、去る九月二十八日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

水産委員 田淵 光一君
通商産業委員 福田 一君

一、去る九月二十七日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

外務委員 武藤運十郎君
通商産業委員 加藤 鏡造君

一、去る九月二十八日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

水産委員 福田 一君
通商産業委員 田淵 光一君

一、去る九月二十九日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 松岡 駒吉君
運輸委員 淺沼稻次郎君

一、去る九月二十九日議長において、

次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 淺沼稻次郎君
運輸委員 松岡 駒吉君

一、去る九月二十三日次の常任委員は、いづれも退職者となつた。

外務委員 玉井 祐吉君
厚生委員 渡邊 良夫君
労働委員 稻葉 修君
図書館運営委員 三宅 正一君

一、去る十月三日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 淺沼稻次郎君
法務委員 林 百郎君
大蔵委員 深澤 義守君

竹村奈良一君
農林委員 深澤 義守君

深澤 義守君
運輸委員 坂本 實君
江崎 一治君

予算委員 坪内 八郎君
高田 富之君

一、去る十月三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 松岡 駒吉君
法務委員 上村 進君
大蔵委員 深澤 義守君
農林委員 竹村奈良一君

竹村奈良一君
深澤 義守君

運輸委員 坪内 八郎君
労働委員 淺沼稻次郎君
予算委員 江崎 一治君

坂本 實君
林 百郎君

一、去る十月五日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

文部委員 志賀健次郎君
通商産業委員 河野 金昇君

一、去る十月五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

文部委員 河野 金昇君
通商産業委員 志賀健次郎君

一、去る十月六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

水産委員 福田 一君
通商産業委員 田淵 光一君

一、去る十月六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

水産委員 田淵 光一君
通商産業委員 福田 一君

一、去る十月十一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員 宮崎 靖君
文部委員 岡延右エ門君
水産委員 田淵 光一君

通商産業委員 江田斗米吉君
中村 幸八君

一、去る十月十一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

大蔵委員 神田 博君
文部委員 中村 幸八君
水産委員 江田斗米吉君

通商産業委員 田淵 光一君
岡延右エ門君

一、去る十月十三日文部委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 岡延右エ門君（理事岡延右エ門君去る十月十一日委員辞任につきその補欠）

一、去る十月十三日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員 神田 博君
文部委員 河野 金昇君
水産委員 中村 幸八君

通商産業委員 江田斗米吉君

岡延右エ門君
田淵 光一君

一、去る十月十三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

大蔵委員 宮崎 靖君
文部委員 志賀健次郎君
水産委員 岡延右エ門君

通商産業委員 田淵 光一君

中村 幸八君
河野 金昇君

江田斗米吉君
神田 博君

一、去る十月二十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員 高田 富之君
運輸委員 淺沼稻次郎君
経済安定委員 川上 貫一君

黒田 壽男君

一、去る十月二十日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 淺沼稻次郎君
外務委員 黒田 壽男君
大蔵委員 川上 貫一君

運輸委員 松岡 駒吉君
経済安定委員 高田 富之君

一、去る十月二十一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員 川上 貫一君
経済安定委員 高田 富之君

一、去る十月二十一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

大蔵委員 高田 富之君
経済安定委員 川上 貫一君

一、去る十月二十三日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

水産委員 川端 佳夫君
労働委員 天野 公義君

一、去る十月二十三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

水産委員 天野 公義君
労働委員 川端 佳夫君

一、去る十月二十四日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

運輸委員 中西伊之助君
建設委員 砂間 一良君

一、去る十月二十四日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

運輸委員 砂間 一良君
建設委員 中西伊之助君

一、去る十月二十五日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

通商産業委員会

理事 中村 幸八君（理事中村幸八君去る十月十一日委員

辞任につきその補欠）

理事 河野 金昇君（理事河野金昇君去る十月五日委員

任につきその補欠）

一、去る十月二十六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

厚生委員 堀川 恭平君

水産委員 田淵 光一君

通商産業委員 田中 彰治君

運輸委員 大西 禎夫君

一、去る十月二十六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

厚生委員 大西 禎夫君

水産委員 田中 彰治君

通商産業委員 田淵 光一君

運輸委員 堀川 恭平君

一、去る十月二十八日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 淺沼稻次郎君

大蔵委員 鹿野 彦吉君

運輸委員 松岡 駒吉君

砂間 一良君

建設委員 中西伊之助君
予算委員 島村 一郎君

一、去る十月二十八日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 松岡 駒吉君

大蔵委員 島村 一郎君

運輸委員 淺沼稻次郎君

建設委員 中西伊之助君

予算委員 砂間 一良君

一、去る一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

外務委員 田中 堯平君

文部委員 今野 武雄君

一、去る一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

外務委員 今野 武雄君

文部委員 田中 堯平君

一、去る九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

厚生委員 渡邊 良夫君

労働委員 稻葉 修君

図書館運営委員 三宅 正一君

一、去る十一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

外務委員 渡部 義通君

文部委員 田中 堯平君

一、去る十三日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

議院運営委員

林 百郎君 高田 富之君

一、去る十一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

外務委員 田中 堯平君

文部委員 渡部 義通君

砂間 一良君

外務委員 田中 堯平君
文部委員 渡部 義通君

一、去る十三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

議院運営委員

梨木作次郎君 竹村奈良一郎君

一、去る十六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

水産委員 天野 公義君

労働委員 川端 佳夫君

一、去る十六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

水産委員 川端 佳夫君

労働委員 天野 公義君

一、去る十七日通商産業委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 高橋清治郎君（理事河野金昇君去る十七日理事

辞任につきその補欠）

理事 風早八十二君（理事林百郎君去る七月二十八日委員

辞任につきその補欠）

一、昨二十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

人事委員 中曾根康弘君

人事委員 佐伯 宗義君

一、昨二十日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

人事委員 佐伯 宗義君

予算委員 佐伯 宗義君

一、去る九月七日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

災害地対策特別委員 福田 昌子君

一、去る九月七日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

災害地対策特別委員 田中織之進君

一、去る九月九日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

災害地対策特別委員 池田 峯雄君

一、去る九月九日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

災害地対策特別委員 砂間 一良君

一、去る九月九日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

災害地対策特別委員 川上 貫一君

一、去る九月十八日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

災害地対策特別委員 井之口政雄君

一、去る九月十八日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

災害地対策特別委員 砂間 一良君

一、去る九月十八日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

災害地対策特別委員 高田 富之君

一、去る九月十九日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

災害地対策特別委員 小林 運美君

一、去る九月十九日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

災害地対策特別委員 吉田 安君

一、去る九月二十二日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

災害地対策特別委員 川上 貫一君

一、去る九月二十五日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

災害地対策特別委員 井之口政雄君

一、去る九月二十五日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

災害地対策特別委員 砂間 一良君

一、去る九月二十五日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

災害地対策特別委員 田中織之進君

一、去る九月二十九日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

災害地対策特別委員 田中織之進君

一、去る九月二十九日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

災害地対策特別委員 田中織之進君

一、去る九月二十九日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

災害地対策特別委員 田中織之進君

一、去る九月二十九日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

災害地対策特別委員 田中織之進君

一、去る九月二十九日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

災害地対策特別委員 田中織之進君

一、去る九月二十九日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

災害地対策特別委員 田中織之進君

一、去る九月二十九日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

災害地対策特別委員 田中織之進君

一、去る九月二十九日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

災害地対策特別委員 田中織之進君

一、去る九月二十九日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

災害地対策特別委員 田中織之進君

一、去る九月二十九日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

災害地対策特別委員 田中織之進君

一、去る九月二十九日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

災害地対策特別委員 田中織之進君

一、去る九月二十九日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

災害地対策特別委員

福田 昌子君

一、去る十月三日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

海外同胞引揚に関する特別委員

刈田アサノ君

一、去る十月三日議長において、次の

海外同胞引揚に関する特別委員

深澤 義守君

一、去る十月五日議長において、次の

海外同胞引揚に関する特別委員

竹村奈良一君

一、去る十月五日議長において、次の通

海外同胞引揚に関する特別委員

山口 武秀君

一、去る十月十七日災害地対策特別委員

理事 池田 峯雄君（理事池田峯

任につきその補欠

一、去る十月十九日議長において、次

海外同胞引揚に関する特別委員

深澤 義守君 山口 武秀君

災害地対策特別委員

砂間 一良君

一、去る十月十九日議長において、次

海外同胞引揚に関する特別委員

高田 富之君 砂間 一良君

災害地対策特別委員

井之口政雄君

一、去る十月二十日議長において、次

海外同胞引揚に関する特別委員

砂間 一良君

一、去る十月二十日議長において、次

海外同胞引揚に関する特別委員

深澤 義守君

一、去る十月二十三日議長において、

海外同胞引揚に関する特別委員

玉置 信一君 玉置 實君

一、去る十月二十三日議長において、

海外同胞引揚に関する特別委員

松本 善壽君

海外同胞引揚に関する特別委員

南 好雄君 藤枝 泉介君

岡延右エ門君

一、去る十月二十四日議長において、

海外同胞引揚に関する特別委員

中村 寅太君

一、去る十月二十四日議長において、

海外同胞引揚に関する特別委員

砂間 一良君

一、去る十月二十六日議長において、

考查特別委員

鍛冶 良作君 田嶋 好文君

一、去る十月二十六日議長において、

海外同胞引揚に関する特別委員

久保田鶴松君

一、去る十月二十六日議長において、

海外同胞引揚に関する特別委員

玉置 信一君 中川 俊思君

一、去る十月二十七日議長において、

海外同胞引揚に関する特別委員

玉置 信一君 中川 俊思君

一、去る十月二十七日議長において、

海外同胞引揚に関する特別委員

鍛冶 良作君 田嶋 好文君

一、去る十月三十日議長において、次

海外同胞引揚に関する特別委員

塚原 俊郎君 福井 勇君

一、去る十月三十一日議長において、

海外同胞引揚に関する特別委員

近藤 鶴代君 高田 富之君

一、去る十月三十一日議長において、

海外同胞引揚に関する特別委員

深澤 義守君

一、去る十月三十一日議長において、

次の通り特別委員の補欠を指名し

海外同胞引揚に関する特別委員

玉置 信一君 上村 進君

一、去る十月三十一日議長において、

海外同胞引揚に関する特別委員

今野 武雄君

一、去る十月三十一日議長において、

海外同胞引揚に関する特別委員

福田 一君 田中織之進君

一、去る十月三十一日議長において、

海外同胞引揚に関する特別委員

塚原 俊郎君 久保田鶴松君

一、去る十月三十一日議長において、

海外同胞引揚に関する特別委員

黒澤富次郎君 田淵 光一君

一、去る十月三十一日議長において、

海外同胞引揚に関する特別委員

南 好雄君

一、去る十月三十一日議長において、

海外同胞引揚に関する特別委員

永井 要造君 尾関 義一君

一、去る十月三十一日議長において、

海外同胞引揚に関する特別委員

青木 正君

一、去る十月三十一日議長において、

考查特別委員

岡西 明貞君

一、去る十月三十一日議長において、

海外同胞引揚に関する特別委員

青木 正治君 小玉 治行君

一、去る十月三十一日議長において、

海外同胞引揚に関する特別委員

田嶋 好文君 永井 要造君

一、去る十月三十一日議長において、

海外同胞引揚に関する特別委員

西村 直己君 吉武 惠市君

一、去る十月三十一日議長において、

海外同胞引揚に関する特別委員

天野 公義君 角田 幸吉君

一、去る十月三十一日議長において、

海外同胞引揚に関する特別委員

三宅 則義君 尾関 義一君

一、去る十月三十一日議長において、

海外同胞引揚に関する特別委員

中村 幸八君 奥村又十郎君

一、去る十月三十一日議長において、

海外同胞引揚に関する特別委員

採石法案（内閣提出第二〇号）

一、意見を開こうとする問題

右両案について

右によつて公聴会を開きたいから

衆議院規則第七十七條により承認を

求める。

昭和二十五年九月二十八日

〔参照〕

今二十一日召集に於じた議員の氏名

東京都

第一区選出

井手 光治君 浅沼稻次郎君

第二区選出

野村專太郎君 松岡 駒吉君

第三区選出

菊池 義郎君 鈴木茂三郎君

第四区選出

廣川 弘禪君 風早八十二君

第五区選出

花村 四郎君 加藤隆太郎君

第六区選出

鈴木 仙八君 石田 一松君

第七区選出

天野 公義君 島村 一郎君

第八区選出

中島 守利君 山口シヅエ君

第九区選出

栗山長次郎君 福田 篤泰君

第十区選出

松谷天光光君 並木 芳雄君

第一区選出

高木吉之助君 田中伊三次君

第二区選出

小川 半次君 水谷長三郎君

第三区選出

芦田 均君 大石ヨシエ君

第四区選出

前尾繁三郎君 中野 武雄君

第五区選出

河田 賢治君 有田 二郎君

大阪府

第一区選出

岡野 清豪君 大矢 省三君

第二区選出

川上 貫一君 押谷 富三君

第三区選出

前田 種男君 幣原喜重郎君

第四区選出

横田甚太郎君 井上 良二君

第五区選出

浅香 忠雄君 加藤 充君

第六区選出

松永 佛骨君 久保田鶴松君

第七区選出

田中 萬逸君 平島 良一君

第八区選出

小西 寅松君 西村 榮一君

第九区選出

神奈川縣 第一区選出

松尾トシ子君 三浦寅之助君

第二区選出

門司 亮君 今野 武雄君

第三区選出

永井 要造君 白井 佐吉君

第四区選出

岡崎 勝男君 岩本 信行君

第五区選出

小金 義昭君 中西伊之助君

第六区選出

兵庫縣 第一区選出

首藤 新八君 松澤 兼人君

第二区選出

立花 敏男君 井之口政雄君

第三区選出

吉田吉太郎君 米窪 満亮君

第四区選出

阿田 五郎君 川西 清君

第五区選出

吉田 省三君 河本 敏夫君

第六区選出

木下 榮君 堀川 恭平君

第七区選出

有田 喜一君 佐々木盛雄君

第八区選出

長崎縣 第一区選出

本多 市郎君 坪内 八郎君

第九区選出

田口長治郎君 岡西 明貞君

第十区選出

北村徳太郎君 西村 久之君

第十一区選出

岡延右エ門君 新潟縣 第一区選出

風間 啓吉君 松木 弘君

第十二区選出

上村 進君 渡邊 良夫君

第十三区選出

三宅 正一君 玉井 祐吉君

第十四区選出

亘 四郎君 田中 角榮君

第十五区選出

稻村 順三君 丸山 直友君

第十六区選出

塚田十一郎君 猪俣 浩三君

第十七区選出

埼玉縣 第一区選出

福永 健司君 渡部 義通君

第十八区選出

川島 金次君 大泉 寛三君

第十九区選出

細田 榮藏君 清水 逸平君

第二十区選出

高田 富之君 阿左美廣治君

第二十一区選出

高間 松吉君 青木 正君

第二十二区選出

佐瀬 昌三君 古島 義英君

群馬縣

第一区選出

石井 繁九君 藤枝 泉介君

第二区選出

金子與重郎君 増田 連也君

第三区選出

長谷川四郎君 中曾根康弘君

第四区選出

松井 豊吉君 小淵 光平君

第五区選出

小峯 柳多君 武藤運十郎君

第六区選出

柳澤 義男君 澁谷雄太郎君

第七区選出

山村新治郎君 竹尾 式君

第八区選出

寺島隆太郎君 仲内 憲治君

第九区選出

森 鷗君 小高 憲郎君

第十区選出

田中 豊君 山口 武秀君

第十一区選出

橋本登美三郎君 山口 武秀君

第十二区選出

小野瀬忠兵衛君 幡谷仙次郎君

第十三区選出

山崎 猛君 石野 久男君

第十四区選出

塚原 俊郎君 北澤 直吉君

第十五区選出

鈴木 明良君 池田 峯雄君

第十六区選出

原 彪君 金塚 孝君

第十七区選出

船田 享二君 森山 欽司君

第十八区選出

尾関 義一君 高塩 三郎君

第十九区選出

戸叶 里子君 山口 好一君

第二十区選出

小平 久雄君 森下 孝君

第二十一区選出

奈良縣選出 前田 正男君 竹村奈良一君

第二十二区選出

東井三代次君 三重縣 第一区選出

川崎 秀二君 松本 一郎君

第二十三区選出

山手 満男君 水谷 昇君

第二十四区選出

中村 清君 石原 圓吉君

第二十五区選出

足立 梅市君 愛知縣 第一区選出

田島 ひで君 辻 寛一君

第二十六区選出

田島 好文君 赤松 勇君

第二十七区選出

橋本 金一君 久野 忠治君

第二十八区選出

江崎 真澄君 鈴木 幹雄君

第二十九区選出

河野 金昇君 三宅 則義君

第三十区選出

千賀 康治君 中垣 國男君

第三十一区選出

福井 勇君 八木 一郎君

第三十二区選出

神田 博君 西村 直巳君

第三十三区選出

砂間 一良君 静岡縣 第一区選出

神田 博君 西村 直巳君

第二区選出

遠藤 三郎君 島山 鶴吉君
宮崎 靖君 勝間田清一君
小松 勇次君

第三区選出

中村 幸八君 竹山祐太郎君
金原 舜二君 足立 篤郎君

山梨県選出

天野 久君 深澤 義守君
小林 信一君

滋賀県選出

森 幸太郎君 江崎 一治君
今井 耕君 河原伊三郎君
堤 ツルヨ君

岐阜県

第一区選出

田中 啓一君 大野 伴睦君
本村 公平君 柳原 三郎君

第二区選出

平野 三郎君 加藤 鏡造君

長野県

第一区選出

小坂善太郎君 倉石 忠雄君

第二区選出

小林 運美君 井出一太郎君

第三区選出

林 百郎君 今村 忠助君
吉川 久衛君

第四区選出

増田甲子七君 植原悦二郎君
宮城県
第一区選出

第一区選出

庄司 一郎君 木間 俊一君
千葉 三郎君 安部 俊吾君
佐々木更三君

第二区選出

大石 武一君 内海 安吉君
角田 幸吉君 高橋清治郎君

福島県

第一区選出

大内 一郎君 八百板 正君
松本 善壽君

第二区選出

江花 静君 菅家 喜六君
鈴木 義男君 圓谷 光衛君

第三区選出

關内 正一君 高木 松吉君
松井 政吉君

岸手県

第一区選出

野原 正勝君 鈴木 善幸君

第二区選出

小澤佐重喜君 浅利 三朗君
高田 弥市君 志賀健次郎君

青森県

第一区選出
小笠原八十美君 苦米地義三君
山崎 岩男君 夏堀源三郎君

第二区選出

奈良 治二君 笹森 順造君
清藤 唯七君

山形県

第一区選出

牧野 寛索君 鹿野 彦吉君
松浦 東介君 小野 孝君

第二区選出

志田 義信君 池田正之輔君
國司 安正君 上林與市郎君

秋田県

第一区選出

石田 博英君 平澤 長吉君
宮腰 喜助君

第二区選出

笹山茂太郎君 飯塚 定輔君
根本龍太郎君

福井県選出

福田 一君 坪川 信三君

石川県

第一区選出

坂田 英一君 岡 良一君
梨木作次郎君

第二区選出

益谷 秀次君 大森 玉木君
南 好雄君

富山県

第一区選出

鍛冶 良作君 佐伯 宗義君
内藤 隆君

第二区選出

土倉 宗明君 橋 直治君
内藤 友明君

鳥取県選出

米原 昶君 門脇勝太郎君
足鹿 覺君

島根県選出

木村小左衛門君 大橋 武夫君

岡山県

第一区選出

若林 義孝君 刈田アサノ君
大村 清一君 逢澤 寛君
黒田 壽男君

第二区選出

近藤 鶴代君 橋本 龍伍君
星島 二郎君

広島県

第一区選出

山本 久雄君 松本 瀧藏君
佐竹 新市君

第二区選出

池田 勇人君 宮原幸三郎君
中川 俊思君 前田榮之助君

第三区選出

宇田 恒君 船越 弘君
平川 篤雄君

山口県

第一区選出

吉武 恵市君 周東 英雄君
今澄 勇君 坂本 實君

第二区選出

佐藤 榮作君 青柳 一郎君
受田 新吉君

和歌山県

第一区選出

山口喜久一郎君 田中織之進君
世耕 弘一君 早川 崇君
田淵 光一君

徳島県選出

眞鍋 勝君 生田 和平君
柏原 義則君

香川県

第一区選出

玉置 實君 大西 禎夫君
成田 知巳君

第二区選出

島田 末信君 田万 廣文君

愛媛県

第一区選出

川端 佳夫君 關谷 勝利君
大西 弘君

第二区選出

村瀬 宣親君 越智 茂君

第三区選出

高橋 英吉君 中村 純一君

高知県選出

吉田 茂君 林 讓治君
長野 長廣君 大西 正男君

福岡県

第一区選出

中村 寅太君 守島 伍郎君
福田 昌子君 中島 茂喜君

第二区選出

麻生太賀吉君 田代 文久君
洲上房太郎君 青野 武一君
松本 七郎君

第三区選出

龍野喜一郎君 高橋 權六君
荒木萬壽夫君 寺崎 覺君

第四区選出

平井 義一君

大分県

第一区選出

村上 勇君 小玉 治行君
金光 義邦君 羽田野次郎君

第二区選出

福田 喜東君 西村 英一君
永田 節君

佐賀県選出

俣利 茂君 中村 又一君
三池 信君

熊本県

第一区選出

松野 頼三君 坂口 主税君
藤田 義光君 坂本 泰良君
寺本 齋君

第二区選出

坂田 道太君 園田 直君
福永 一臣君 原田 雪松君
吉田 安君

宮崎県

第一区選出

川野 芳満君 佐藤 重遠君
洲 通義君

第二区選出

小山 長規君 田中不破三君
鹿兒島県

第一区選出

床次 徳二君 井上 知治君
満尾 君亮君

第二区選出

石原 登君 中馬 辰猪君
尾崎 末吉君

第三区選出

前田 郁君 岩川 與助君
北海道

第一区選出

苦米地英俊君 宇野秀次郎君
小川原政信君 椎熊 三郎君

第二区選出

河口 陽一君 玉置 信一君
松本六太郎君 佐々木秀世君

第三区選出

田中 元君 富永格五郎君
川村善八郎君

第四区選出

岡田 春夫君 小平 忠君
柄澤七子君 篠田 弘作君

第五区選出

伊藤 郷一君 高倉 定助君
松田 鐵藏君 飯田 義茂君
林 好次君

指定された議席

一 足立 梅市君
二 松谷天光光君
三 福岡県第二区選出議員
四 長崎県第二区選出議員
五 犬養 健君
六 尾崎 行雄君
七 玉井 祐吉君

八

森山 欽司君
河本 敏夫君
世耕 弘一君
浦口 鉄男君
床次 徳二君
増田 連也君
藤田 義光君
大石ヨシエ君
小林 進君
金子與重郎君
並木 芳雄君
林 好次君
村瀬 宣親君
小平 忠君
衛藤 速君
佐竹 晴記君
早川 崇君
吉川 久衛君
内藤 友明君
中村 寅太君
羽田野次郎君
松本六太郎君
河口 陽一君
平川 篤雄君
今井 耕君
井出一太郎君
石田 一松君

三五

中野 四郎君
飯田 義茂君
高倉 定助君
寺崎 覺君
小林 運美君
小松 勇次君
河野 金昇君
竹山祐太郎君
松本 瀧藏君
中村 又一君
福田 繁芳君
北村徳太郎君
柳原 三郎君
小林 信一君
大西 正男君
木村 俊夫君
島山 重勇君
宮腰 喜助君
金塚 孝君
水野彦治郎君
山手 満男君
笹山茂太郎君
山本 利壽君
清藤 唯七君
稻葉 修君
奥村又十郎君
長谷川四郎君

六二	高橋清治郎君	八九	千葉三郎君	一六	堀川恭平君	一四一	池見茂隆君	一六七	橋直治君
六三	中曾根康弘君	九〇	木下榮君	一七	柏原義則君	一四二	宇田恒君	一六八	小西寅松君
六四	鈴木幹雄君	九一	吉田安君	一八	長崎第一区選出議員	一四三	福田篤泰君	一六九	東井三代次君
六五	宇野秀次郎君	九二	川崎秀二君	一九	大西禎夫君	一四四	小玉治行君	一七〇	坂田道太君
六六	高木章君	九三	小野孝君	二〇	天野公義君	一四五	福田喜東君	一七一	塚田十一郎君
六七	志賀健次郎君	九四	守島伍郎君	二一	中馬辰猪君	一四六	二階堂進君	一七二	石原登君
六八	橋本金一君	九五	岩川與助君	二二	越智茂君	一四七	青柳一郎君	一七三	坂本實君
六九	有田喜一君	九六	多田勇君	二三	井上信貴男君	一四八	西村英一君	一七四	原健三郎君
七〇	坂口主税君	九七	吉米地義三君	二四	淺香忠雄君	一四九	鈴木善幸君	一七五	小峯柳多君
七一	原田雪松君	九八	三木武夫君	二五	奈良治二君	一五〇	玉置信一君	一七六	小野瀬忠兵衛君
七二	藤井平治君	九九	笹森順造君	二六	平野三郎君	一五一	中恒國男君	一七七	上林山榮吉君
七三	園田直君	一〇〇	岡田勢一君	二七	細田榮藏君	一五二	田中重彌君	一七八	水谷昇君
七四	原彪君	一〇一	船田享二君	二八	高木吉之助君	一五三	永井要造君	一七九	首藤新八君
七五	大森玉木君	一〇二	芦田均君	二九	河原伊三郎君	一五四	北澤直吉君	一八〇	平島良一君
七六	中島茂喜君	一〇三	伊藤郷一君	三〇	江花靜君	一五五	高田弥市君	一八一	松井豊吉君
七七	佐伯宗義君	一〇四	山本久雄君	三一	三宅則義君	一五六	山本猛夫君	一八二	内海安吉君
七八	田中豊君	一〇五	山口好一君	三二	五島秀次君	一五七	坂田英一君	一八三	水田三喜男君
七九	橋谷仙次郎君	一〇六	鍛冶良作君	三三	川本末治君	一五八	橋本登美三郎君	一八四	井上知治君
八〇	中村純一君	一〇七	木村小左衛門君	三四	阿左美廣治君	一五九	松野頼三君	一八五	庄司一郎君
八一	椎熊三郎君	一〇八	淵上房太郎君	三五	江田斗米吉君	一六〇	白井佐吉君	一八六	淺利三朗君
八二	早稻田柳右三門君	一〇九	平澤長吉君	三六	内藤隆君	一六一	野原正勝君	一八七	小川原政信君
八三	荒木萬壽夫君	一一〇	富永格五郎君	三七	鹿野彦吉君	一六二	前田正男君	一八八	青木孝義君
八四	小川半次君	一一一	逢澤寛君	三八	滿尾君亮君	一六三	寺島隆太郎君	一八九	池田勇人君
八五	天野久君	一一二	尾崎末吉君	三九	永井英修君	一六四	坪川信三君	一九〇	夏堀源三郎君
八六	岡田五郎君	一一三	澁谷雄太郎君	四〇	金原隣二君	一六五	竹尾式君	一九一	武藤嘉一君
八七	門脇勝太郎君	一一四	關内正一君						
八八	前尾繁三郎君	一一五	川村善八郎君						

一九二	島村 一郎君	二一九	多武良哲三君	二四六	渡邊 良夫君	二七三	兵庫第五区 選出議員	三〇〇	中村 清君
一九三	圓谷 光衛君	二二〇	篠田 弘作君	二四七	石田 博英君	二七四	田嶋 好文君	三〇一	龍野喜一郎君
一九四	大内 一郎君	二二一	麻生太賀吉君	二四八	小坂善太郎君	二七五	風間 啓吉君	三〇二	三池 信君
一九五	安部 俊吾君	二二二	塚原 俊郎君	二四九	中野 武雄君	二七六	藤枝 泉介君	三〇三	南 好雄君
一九六	石原 圓吉君	二二三	島田 末信君	二五〇	有田 二郎君	二七七	小淵 光平君	三〇四	佐々木秀世君
一九七	長野 長廣君	二二四	菅家 喜六君	二五一	村上 勇君	二七八	船越 弘君	三〇五	大上 司君
一九八	亘 四郎君	二二五	田口長治郎君	二五二	根本龍太郎君	二七九	田中 啓一君	三〇六	岡村利右衛門君
一九九	淵 通義君	二二六	中山 マサ君	二五三	木村 公平君	二八〇	永田 節君	三〇七	山崎 岩男君
二〇〇	松本 善壽君	二二七	近藤 鶴代君	二五四	高橋 英吉君	二八一	高橋 權六君	三〇八	大石 武一君
二〇一	小川 平二君	二二八	押谷 富三君	二五五	尾関 義一作	二八二	黒澤富次郎君	三〇九	村上 清治君
二〇二	宮原幸三郎君	二二九	高木 松吉君	二五六	本間 俊一君	二八三	小高 薫郎君	三一〇	小平 久雄君
二〇三	田中 彰治君	二三〇	島山 鶴吉君	二五七	佐藤 榮作君	二八四	柳澤 義男君	三一一	坪内 八郎君
二〇四	久野 忠治君	二三一	寺本 齋君	二五八	保利 茂君	二八五	高間 松吉君	三一二	倉石 忠雄君
二〇五	佐久間 徹君	二三二	圖司 安正君	二五九	古島 義英君	二八六	河野 謙三君	三一三	山口六郎次君
二〇六	瀬戸山三男君	二三三	中村 幸八君	二六〇	小笠原八十美君	二八七	佐藤 親弘君	三一四	池田正之輔君
二〇七	福井 勇君	二三四	遠藤 三郎君	二六一	大橋 武夫君	二八八	高塩 三郎君	三一五	牧野 寛索君
二〇八	足立 篤郎君	二三五	吉武 惠市君	二六二	岡野 清豪君	二八九	吉田 省三君	三一六	橋本 龍伍君
二〇九	今泉 貞雄君	二三六	關谷 勝利君	二六三	岡崎 勝男君	二九〇	田淵 光一君	三一七	千賀 康治君
二一〇	志田 義信君	二三七	小金 義照君	二六四	廣川 弘禪君	二九一	井手 光治君	三一八	森 曉君
二一一	青木 正君	二三八	今村 忠助君	二六五	増田甲子七君	二九二	中川 俊思君	三一九	菊池 義郎君
二一二	西村 直巳君	二三九	福永 健司君	二六六	周東 英雄君	二九三	岡延右五門君	三二〇	益谷 秀次君
二二三	高橋 等君	二四〇	平井 義一君	二六七	山崎 猛君	二九四	飛嶋 繁君	三二一	大村 清一君
二二四	清水 逸平君	二四一	今村長太郎君	二六八	林 讓治君	二九五	玉置 實君	三二二	江崎 眞澄君
二二五	飯塚 定輔君	二四二	八木 一郎君	二六九	吉田 茂君	二九六	岡西 明貞君	三二三	松浦 東介君
二二六	丸山 直友君	二四三	鈴木 明良君	二七〇	森下 孝君	二九七	小西 英雄君	三二四	三浦寅之助君
二二七	田中 元君	二四四	佐瀬 昌三君	二七一	川端 佳夫君	二九八	吉田吉太郎君	三二五	鈴木 仙八君
二二八	田中不破三君	二四五	佐々木盛雄君	二七二	岐阜第二区 選出議員	二九九	福田 一君	三二六	栗山長次郎君

三三七	吉米地英俊君	三五四	福田 昌子君	三八一	松澤 兼人君	四〇八	鈴木 義男君	四三五	竹村奈良一君
三三八	辻 寛一君	三五五	山口シヅエ君	三八二	武藤運十郎君	四〇九	米窪 満亮君	四三六	渡部 義通君
三三九	神田 博君	三五六	堤 ツルヨ君	三八三	前田榮之助君	四一〇	加藤隆太郎君	四三七	中西伊之助君
三三〇	大野 伴陸君	三五七	田万 廣文君	三八四	小山 長規君	四一一	田中伊三次君	四三八	山口 武秀君
三三一	星島 二郎君	三五八	松井 政吉君	三八五	塩田賀四郎君	四一二	西村 久之君	四三九	高田 富之君
三三二	中島 守利君	三五九	松尾トシ子君	三八六	松田 鐵藏君	四一三	前田 郁君	四四〇	木村 榮君
三三三	植原悦二郎君	三六〇	戸叶 里子君	三八七	田中織之進君	四一四	大澤嘉平治君	四四一	石川金次郎君
三三四	森 幸太郎君	三六一	受田 新吉君	三八八	土井 直作君	四一五	角田 幸吉君	四四二	加藤 充君
三三五	山口喜久一郎君	三六二	今澄 勇君	三八九	大矢 省三君	四一六	生田 和平君	四四三	菊田アサノ君
三三六	小澤佐重喜君	三六三	成田 知巳君	三九〇	西村 榮一君	四一七	佐藤 重遠君	四四四	井之口政雄君
三三七	降旗 徳弥君	三六四	門司 亮君	三九一	稻村 順三君	四一八	長尾 達生君	四四五	東京都第七区 選出議員
三三八	樋貝 詮三君	三六五	久保田鶴松君	三九二	福永 一臣君	四一九	片岡伊三郎君	四四六	東京都第六区 選出議員
三三九	本多 市郎君	三六六	八百板 正君	三九三	若林 義孝君	四二〇	眞鍋 勝君	四四七	猪俣 浩三君
三四〇	花村 四郎君	三六七	上林與市郎君	三九四	金光 義邦君	四二一	岡田 春夫君	四四八	田島 ひで君
三四一	川野 芳満君	三六八	松本 七郎君	三九五	広島県第三区 選出議員	四二二	黒田 壽男君	四四九	上村 進君
三四二	岩本 信行君	三六九	石井 繁丸君	三九六	三宅 正一君	四二三	中原 健次君	四五〇	池田 峯雄君
三四三	幣原喜重郎君	三七〇	大西 弘君	三九七	水谷長三郎君	四二四	石野 久男君	四五一	江崎 一治君
三四四	田中 萬逸君	三七一	甲木 保君	三九八	中崎 敏君	四二五	林 百郎君	四五二	田代 文久君
三四五	松本 弘君	三七二	北川 定務君	三九九	加藤 鏡造君	四二六	深澤 義守君	四五三	東京都第五区 選出議員
三四六	薬師神岩太郎君	三七三	赤松 勇君	四〇〇	山村新治郎君	四二七	川上 貫一君	四五四	東京都第三区 選出議員
三四七	土倉 宗明君	三七四	佐々木更三君	四〇一	松永 佛骨君	四二八	北海道第四区 選出議員	四五五	川島 金次君
三四八	稲田 直道君	三七五	勝間田清一君	四〇二	宮崎 靖君	四二九	山口県第二区 選出議員	四五六	立花 敏男君
三四九	鈴木 正文君	三七六	田中 角榮君	四〇三	松本 一郎君	四三〇	梨木作次郎君	四五七	柄澤重子子君
三五〇	足鹿 覺君	三七七	大泉 寛三君	四〇四	川西 清君	四三一	米原 昶君	四五八	風早八十二君
三五一	青野 武一君	三七八	野村専太郎君	四〇五	鈴木茂三郎君	四三二	砂間 一良君	四五九	河田 賢治君
三五二	岡 良一君	三七九	佐竹 新市君	四〇六	松岡 駒吉君	四三三	今野 武雄君	四六〇	田中 堯平君
三五三	坂本 泰良君	三八〇	前田 種男君	四〇七	浅沼稻次郎君	四三四	横田甚太郎君		

四六一	東京都第二区 選出議員
四六二	東京都第一区 選出議員
四六三	井上 良二君
四六四	京都府第一区 選出議員
四六五	大阪府第一区 選出議員
四六六	神奈川県第一 区選出議員

